

水害への備え

～ 早期の避難による安全の確保をめざして ～

国土交通省 北海道開発局 釧路開発建設部

本日の説明内容

1. 説明会の背景と目的

2. 水害リスクの把握

3. 避難に必要な情報の入手方法

4. 避難確保計画（非常災害対策計画） の作成・避難訓練

1. 説明会の背景と目的

H28年8月30日 ^{おもとがわ}小本川(岩手県)の水害 時間最大雨量70mm(^{いわいずみちょう}岩泉町)

台風10号により大きな被害を受けた「グループホーム楽ん楽ん」と
「介護老人保健施設ふれんどリー岩泉」(^{いわいずみちょう}岩手県岩泉町)



当時の施設の対応状況（報道資料より）

- ・施設の事務局長は「避難準備情報」が発令されたことをテレビで見えていたが、高齢者や身障者等、避難に時間がかかる人たちが避難を始めるべき情報と認識しておらず避難を開始しなかった
- ・小本川は「水かさを増していた」が、雨脚は「傘をささないぐらいとなっていた」ため、余裕があったと思っ
- ・施設では火災を想定した避難マニュアルを作り、訓練もしていたが、水害を想定したものはなかった

1. 説明会の背景と目的

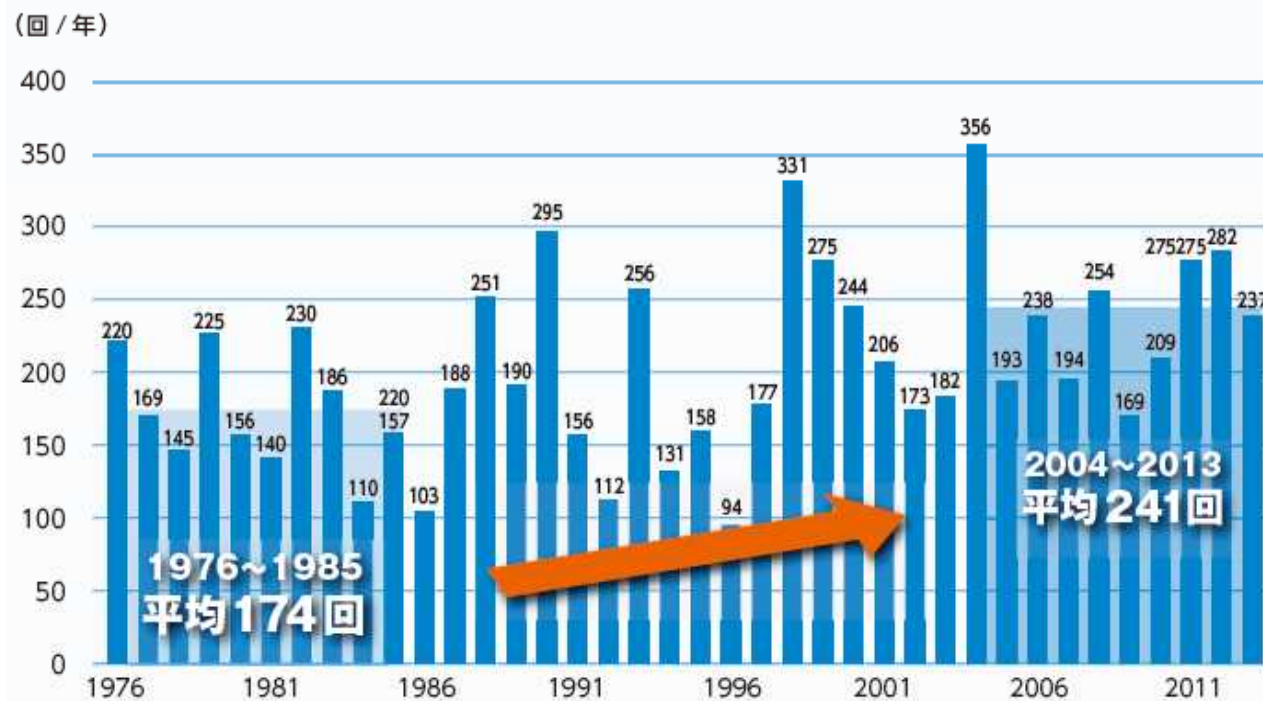
参考 河川が氾濫した状況(空知川堤防決壊時)



年々、水害・土砂災害の発生リスクは高まっている

近年、地球温暖化に伴う大型台風や集中豪雨などにより、全国各地で水害・土砂災害が頻発。

時間雨量50mm以上の大雨の発生件数が増加



1時間降水量50mm以上の年間発生回数

(アメダス1,000地点あたり) 気象庁資料より作成

時間50mmとは？

○30mm以上～50mm未満

激しい雨 バケツをひっくり返したように降る

○50mm以上～80mm未満

非常に激しい雨 滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)

**大雨の発生は、
約1.4倍に増加！**

必要な避難確保計画(非常災害対策計画)の策定

【非常災害対策計画とは？】

- 利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を目的に、必要な事項や訓練等について定めた計画です。
- 要配慮者利用施設では、法律等に基づいてこれらの計画を作成する必要があります。

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)

(非常災害対策)

第八条 **特別養護老人ホーム**は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 **特別養護老人ホーム**は、非常災害に備えるため、定期的に**避難、救出その他必要な訓練**を行わなければならない。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備 及び運営に関する基準(厚生労働省令)

(非常災害対策)

第三十二条 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、……定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

【避難確保計画とは？】

水防法

(平成29年2月10日一部改正)

第十五条の三

……市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、……利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

水害・土砂災害では、進んでいない計画策定

現状、水害・土砂災害に関する避難計画の策定は全国的に不十分

■計画策定の現状・課題

- 地震、火災を対象とした避難計画はあるが、水害・土砂災害に備えた計画は無い
- どの程度、水害・土砂災害リスクがあるのかが分からない
- 災害時の避難に必要な情報収集先が分からない
- 避難のタイミングが分からない 等

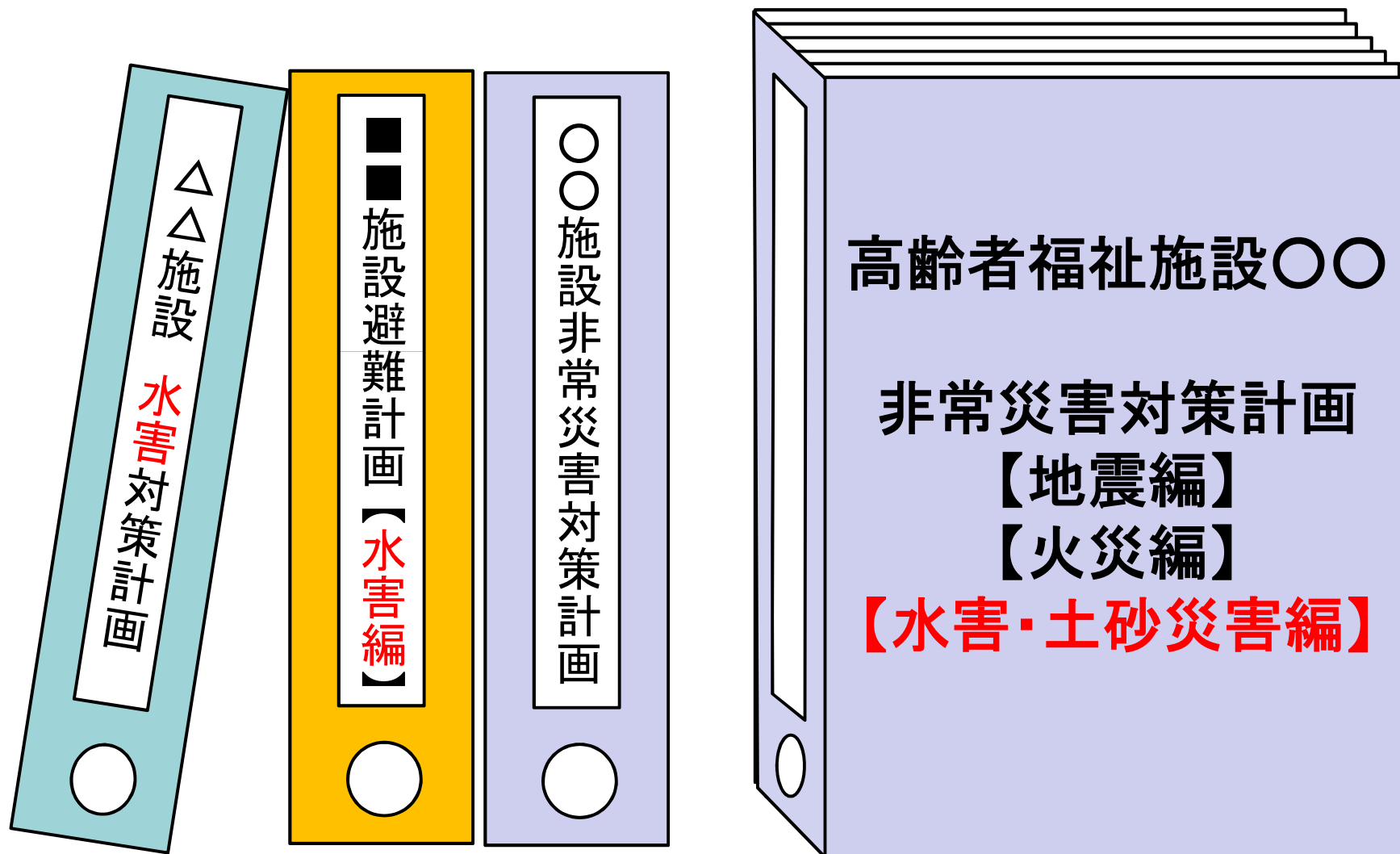


厚生労働省及び都道府県・政令市と協力し、全国の要配慮者利用施設の管理者に対して水害・土砂災害に関する理解を深めていただくための説明会を開催

- 河川情報・避難情報などの解説と入手方法の紹介
- 水害・土砂災害を対象とした避難計画等の追加

是非、避難確保計画（非常災害対策計画）の早期策定

水害・土砂災害に関する避難計画の策定をお願いします



目 次

1. 説明会の背景と目的

2. 水害リスクの把握

3. 避難に必要な情報の入手方法

4. 避難確保計画（非常災害対策計画） の作成・避難訓練

2. 水害リスクの把握

災害リスクの把握と河川情報等の把握

★ステップ1 事前の確認

(水害・土砂災害リスクの把握)

- ・施設の立地場所は、どんな水害・土砂災害のリスクがあるのか確認しましょう。



★ステップ2 災害時の確認

(避難情報・気象情報の把握)

- ・自力避難が困難な方は避難に時間を要するため、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたら避難を開始しましょう。



1. 水害・土砂災害リスクの把握

(1) 水害リスクの把握

- ①洪水浸水想定区域
- ②家屋倒壊等氾濫想定区域
- ③洪水ハザードマップ

(2) 土砂災害リスクの把握

- ①土砂災害警戒区域等
- ②土砂災害ハザードマップ

2. 避難情報・気象情報の把握

(3) 避難情報の把握

- ①避難情報の種類
(水害及び土砂災害)
- ②水害時の避難開始基準
- ③土砂災害時の避難開始目安

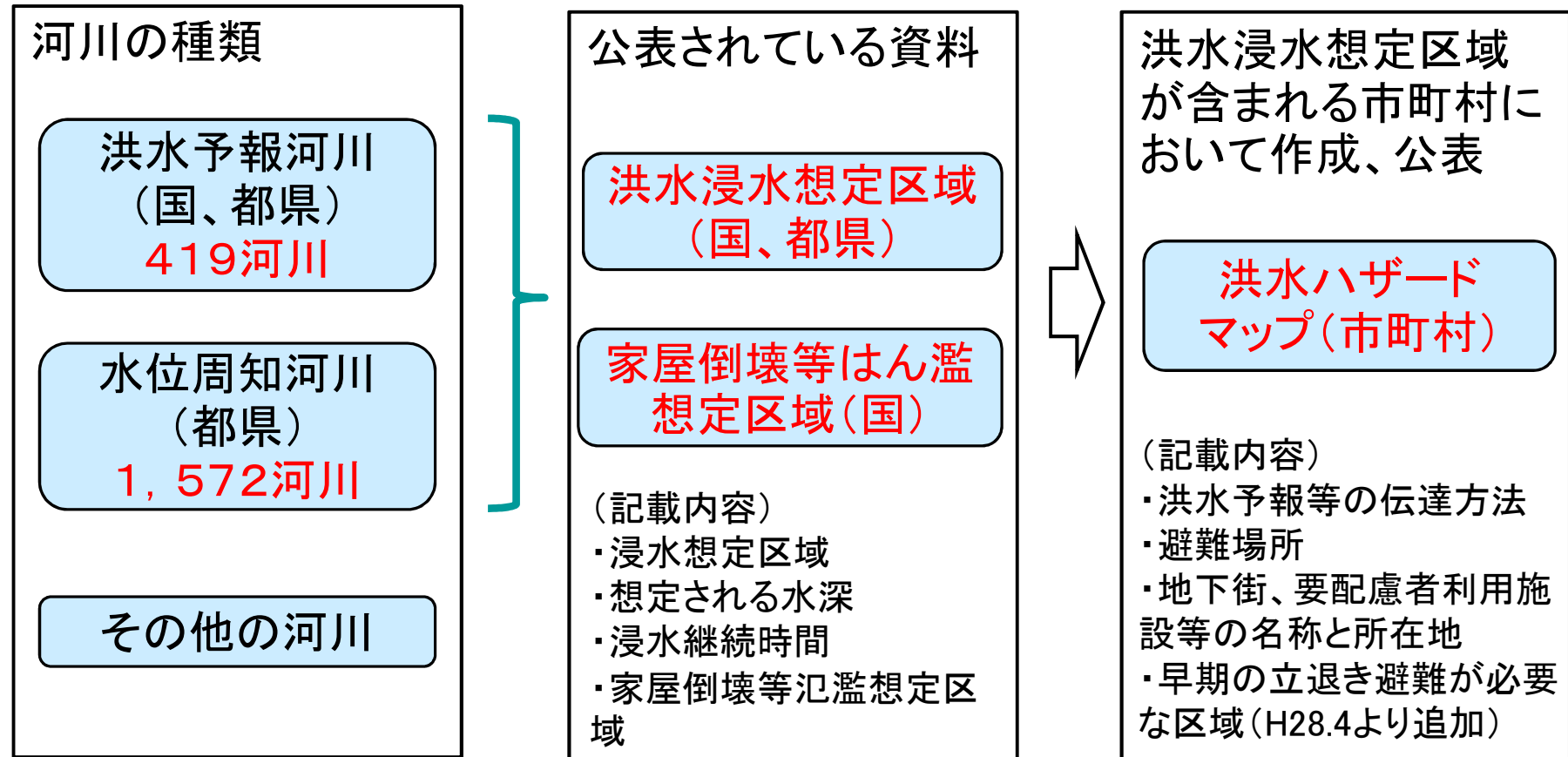
(4) 気象情報の把握

- ①降雨情報
- ②河川の水位情報
- ③河川の洪水予報
- ④土砂災害に関する情報

2. 水害リスクの把握

(1) 水害リスクの把握

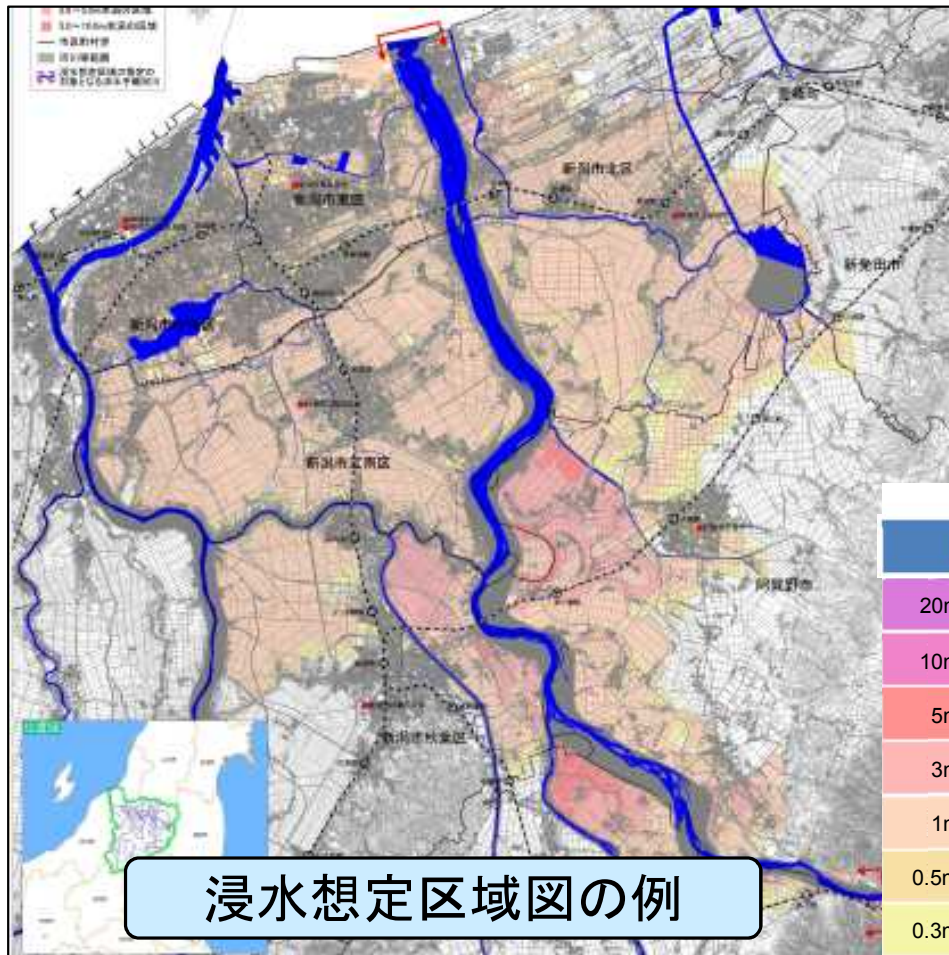
水害リスクの把握では、施設が「洪水浸水想定区域」・「家屋倒壊等はん濫想定区域」なのかを確認し、想定される水深、浸水継続時間等を参考にしつつ「洪水ハザードマップ」の情報に従い、施設毎に避難計画を作成する必要があります。



2. 水害リスクの把握

(1) 水害リスクの把握 ①洪水浸水想定区域とは？

洪水浸水想定区域は、対象とする河川が想定最大規模降雨によって氾濫した場合に、その氾濫水により浸水することが想定される区域です

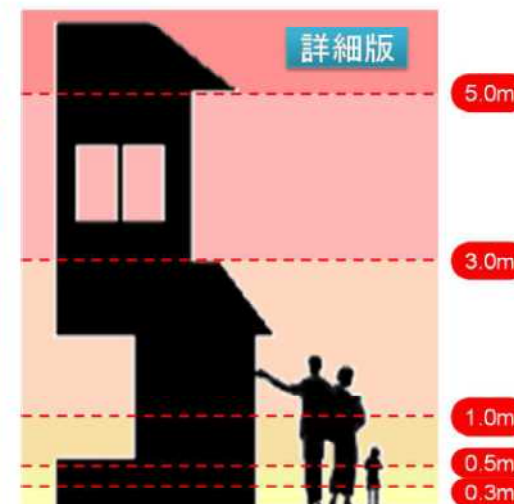


浸水想定区域図の例

浸水想定区域図は、国または都道府県が作成し、

- 浸水想定区域 のほか、
- 想定される水深
- 浸水継続時間
- 家屋倒壊等氾濫想定区域について公表

浸水深等
20m ~
10m ~ 20m
5m ~ 10m
3m ~ 5m
1m ~ 3m
0.5m ~ 1m
0.3m ~ 0.5m
~ 0.3m



2. 水害リスクの把握

ステップ1：事前の確認

【参考】鬼怒川氾濫での浸水範囲は「洪水浸水想定区域」とほぼ同じ

- 鬼怒川氾濫での浸水範囲は「洪水浸水想定区域」とほぼ同じ
- 浸水想定区域図は、立地場所の危険性を把握する上で重要な情報です



鬼怒川の想定最大規模降雨
による浸水想定区域



H27.9.11鬼怒川氾濫
における最大浸水区域



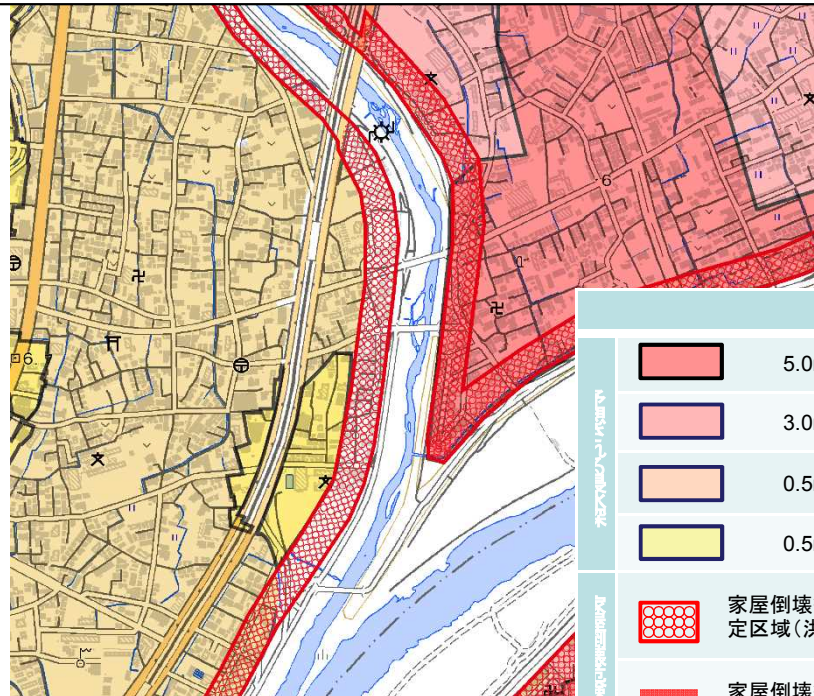
- : 氾濫域の最大総浸水面積 (40km²)
※国土地理院公表資料
- ✕ : 決壊箇所
(鬼怒川左岸21.0km)
- : 浸水範囲内の建築物

2. 水害リスクの把握

(1) 水害リスクの把握 ②家屋倒壊等氾濫想定区域とは？

- 「家屋倒壊等氾濫想定区域」は、堤防沿いの地域等において、洪水時に家屋が倒壊するような激しい氾濫流等が発生するおそれが高い区域です
- この区域では、洪水時には避難勧告等に従って安全な場所へ確実に立退き避難する必要があります
- 洪水ハザードマップに記載される「早期の立退き避難が必要な区域」は、この区域も考慮して設定されています

家屋倒壊等氾濫想定区域の例



凡例		
	5.0m以上	2階浸水
	3.0m～5.0m未満	2階浸水
	0.5m～3.0m未満	1階床上浸水
	0.5m未満	1階床下浸水
	家屋倒壊等氾濫想定区域(洪水氾濫)	堤防決壊等により、木造家屋が倒壊等するような氾濫流が発生するおそれがある区域
	家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)	木造・非木造の家屋が倒壊するような河岸侵食が発生するおそれがある区域



堤防決壊等に伴う
氾濫流による家屋倒壊等



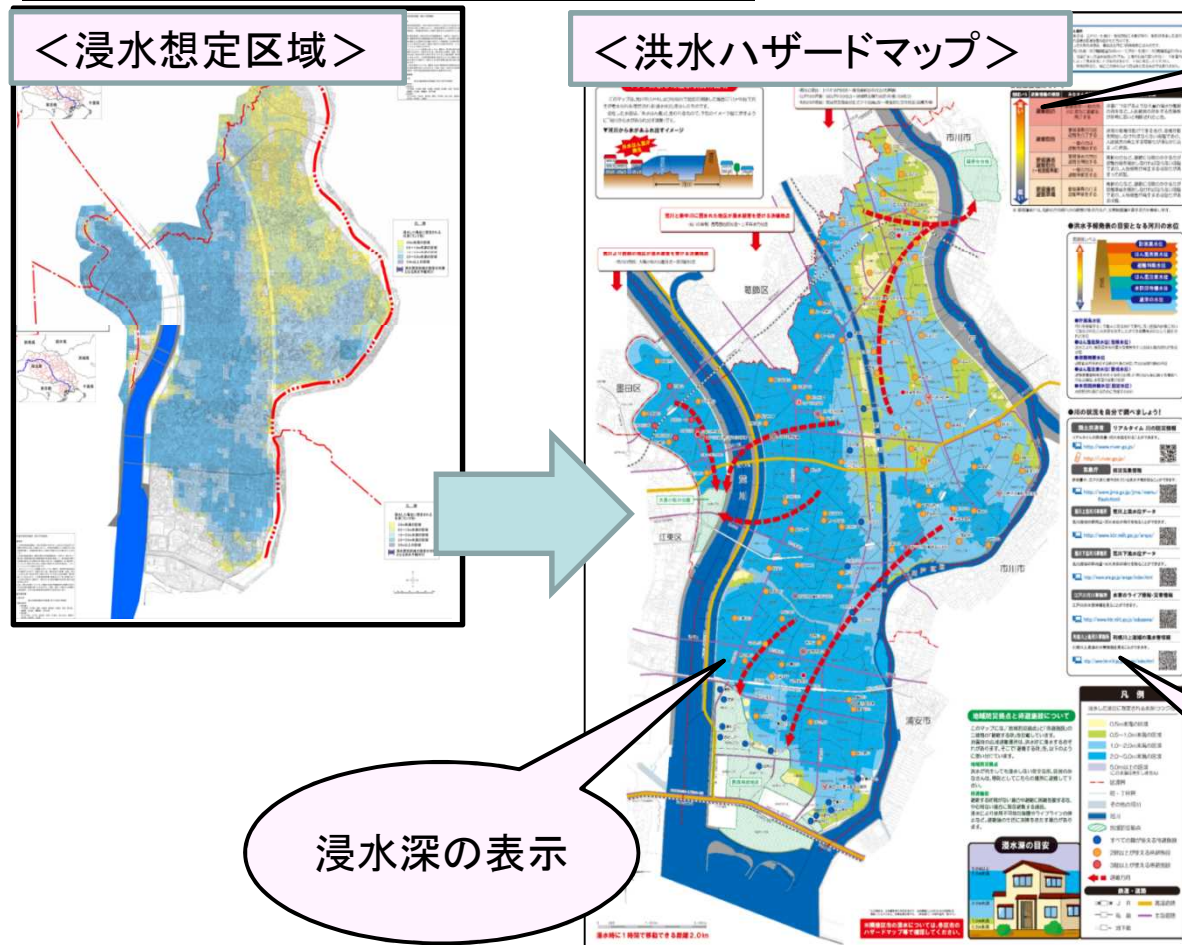
河岸侵食に伴う
家屋倒壊等

2. 水害リスクの把握

(1) 水害リスクの把握 ③洪水ハザードマップとは？

洪水ハザードマップは、洪水浸水想定区域図をもとに、市町村地域防災計画において定められた必要事項及び早期に立退き避難が必要な区域等を記載したものです

○江戸川区の洪水ハザードマップの事例



洪水ハザードマップは、市町村が作成し、

- 洪水予報等の伝達方法
- 避難場所
- 地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称と所在地
- 早期の立退き避難が必要な区域(H28.4より追加)

等について記載し公表

2. 水害リスクの把握

(3) 避難情報の把握 ①避難情報の種類(水害及び土砂災害)

○市町村が発表する避難情報には、「避難準備・高齢者等避難開始」・「避難勧告」・「避難指示」の3種類があります。

○要配慮者利用施設では、自力避難が困難な方の利用も多く、避難に時間を要することから、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたら、避難を開始することが必要です



2. 水害リスクの把握

ステップ2：災害時の確認

(3) 避難情報の把握 ②水害時の避難開始基準

- 主要な河川では、水位観測所を設けて、リアルタイム水位を公表しています
- 水位観測所では、災害発生の危険度に応じた基準水位が設定されています

(基準となる水位観測所)

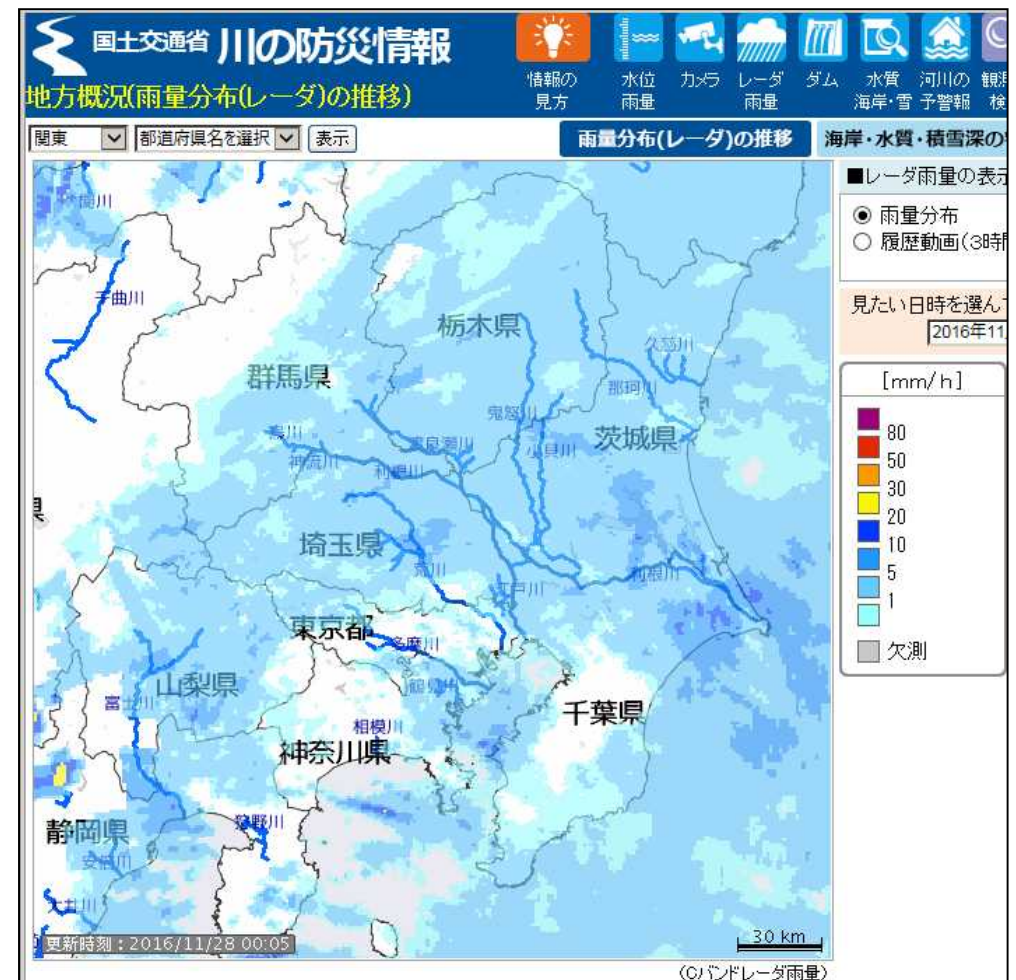
レベル	水位	水位の意味
5	氾濫の発生	・市町村長の「<u>避難勧告</u>」・「<u>避難指示(緊急)</u>」等の発令判断の目安 ・住民の避難判断の参考になる水位
4 (危険)	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	
3 (警戒)	避難判断水位	・市町村長の「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」等の発令判断の目安 ・<u>災害時要配慮者の早期避難誘導</u> ・住民の氾濫に関する情報への注意喚起
2 (注意)	氾濫注意水位 (警戒水位)	
1	水防団待機水位	・水防団の出動の目安

※()書きは水位周知河川の場合

2. 水害リスクの把握

(4) 気象情報の把握 ①降雨情報

- 降雨の状況は、「気象庁ホームページ」や「川の防災情報」等で確認できます
- 「気象庁ホームページ」では、6時間後の降雨予測まで表示されます



2. 水害リスクの把握

(4) 気象情報の把握 ②河川の水位情報

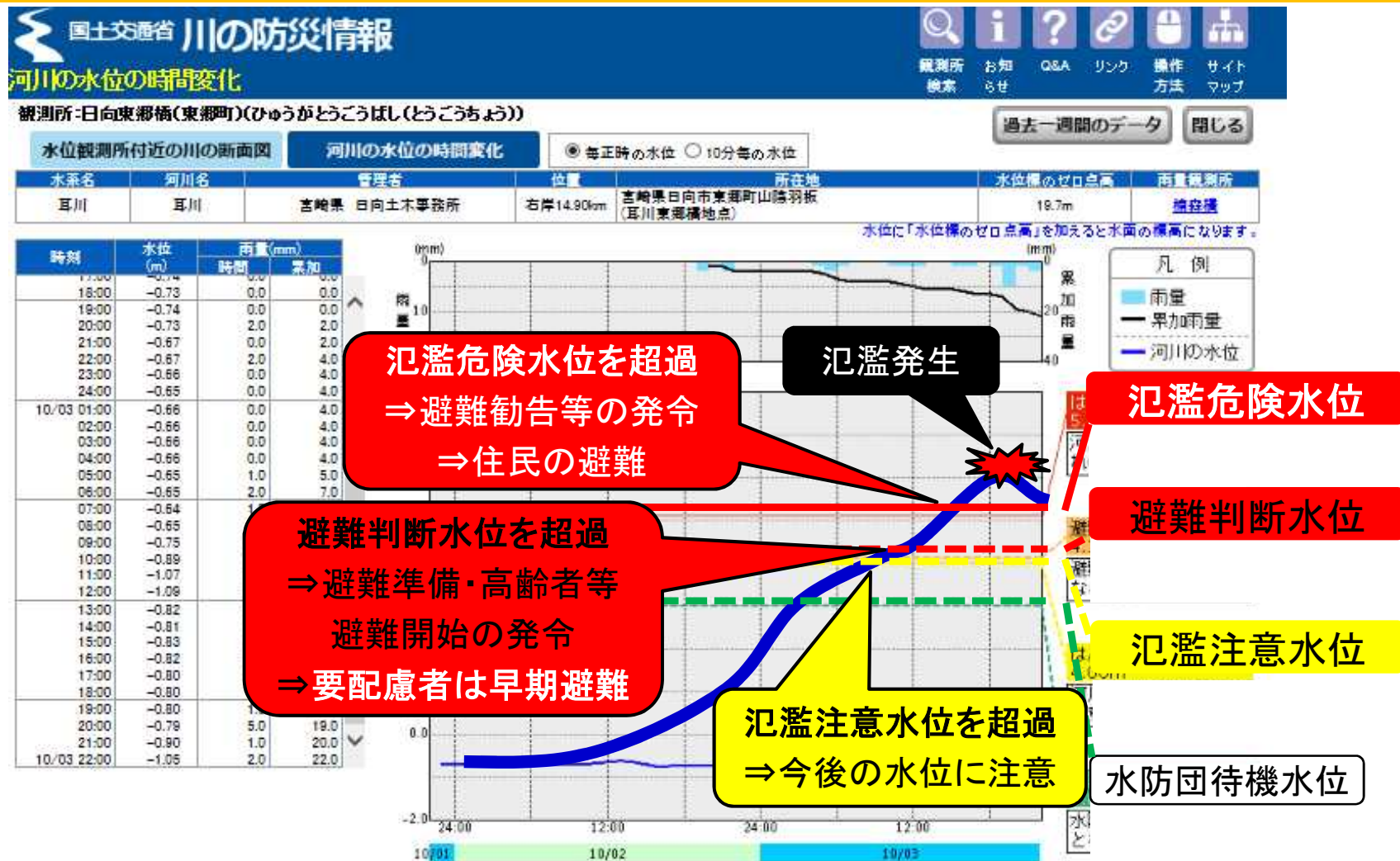
- 水位観測所における水位は、ホームページでも閲覧できます
- 観測所付近の川の断面と、観測された水位（m）が表示されます



2. 水害リスクの把握

(4) 気象情報の把握 ②河川の水位情報

基準水位観測所の水位を確認することで、河川がその時点で洪水の危険度レベルのどの段階にあるのかを知ることができます



2. 水害リスクの把握

(4) 気象情報の把握 ③河川の洪水予報

- 全国の419の河川では、洪水のおそれを通知する洪水予報を発表(洪水予報河川)
- 全国1,572の河川では、あらかじめ定めた水位への到達情報を発表(水位周知河川)

レベル	水位	洪水予報河川 (水防法10, 11条)	水位周知河川 (水防法13条)	
5	氾濫の発生	〇〇川 氾濫発生情報		
4 (危険)	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	〇〇川 氾濫危険情報	〇〇川 氾濫危険情報	○市町村長の避難勧告等の発令判断の目安 ○住民の避難判断の参考になる水位
3 (警戒)	避難判断水位	〇〇川 氾濫警戒情報		○市町村長の避難準備・高齢者等避難開始の発令判断の目安 ○住民の氾濫に関する情報への注意喚起
2 (注意)	氾濫注意水位 (警戒水位)	〇〇川 氾濫注意情報		○水防団の出動の目安
1	水防団待機水位		※氾濫危険水位以外の水位でも情報発表している河川あり	

※()書きは水位周知河川の場合

2. 水害リスクの把握

ステップ2：災害時の確認

(4) 気象情報の把握 ③河川の洪水予報 洪水予報文(前半)

発表者		→	第1受報者		→	第2受報者		→	第3受報者	
国土交通省	〇〇河川事務所		機関名			機関名			機関名	
気象庁	〇〇地方気象台									

正規

〇〇川氾濫危険情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警報
平成〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、氾濫危険水位（レベル4）に到達し、氾濫のおそれあり

(主 文)

〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇県〇〇市〇〇）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位（レベル4）」に到達しました。〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

〇〇川の△△△水位観測所（〇〇県△△市△△）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位（レベル4）」に到達しました。〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

〇〇川の□□□水位観測所（〇〇県□□市□□）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位（レベル4）」に到達しました。〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

情報の種類、号数、発表時刻や官署名など

標題：河川名と危険度レベルに応じた情報名の組み合わせ

主文：観測所毎に危険度レベルや今後の見通しを記載

2. 水害リスクの把握

(4) 気象情報の把握 ③河川の洪水予報 洪水予報文(後半)

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。

今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

雨量：流域平均雨量の
現況と今後の見通しを
記述

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況	XXX.X↑				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	00日00時00分の状況	XXX.X↑				
	00日01時00分の予測	—				
	00日02時00分の予測	—				
	00日03時00分の予測	—				
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□□)	00日00時00分の状況	XX.X↑				
	00日01時00分の予測	XX.X				
	00日02時00分の予測	XX.X				
	00日03時00分の予測	XX.X				

水位：観測所毎の現況
と今後の予測を記載

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

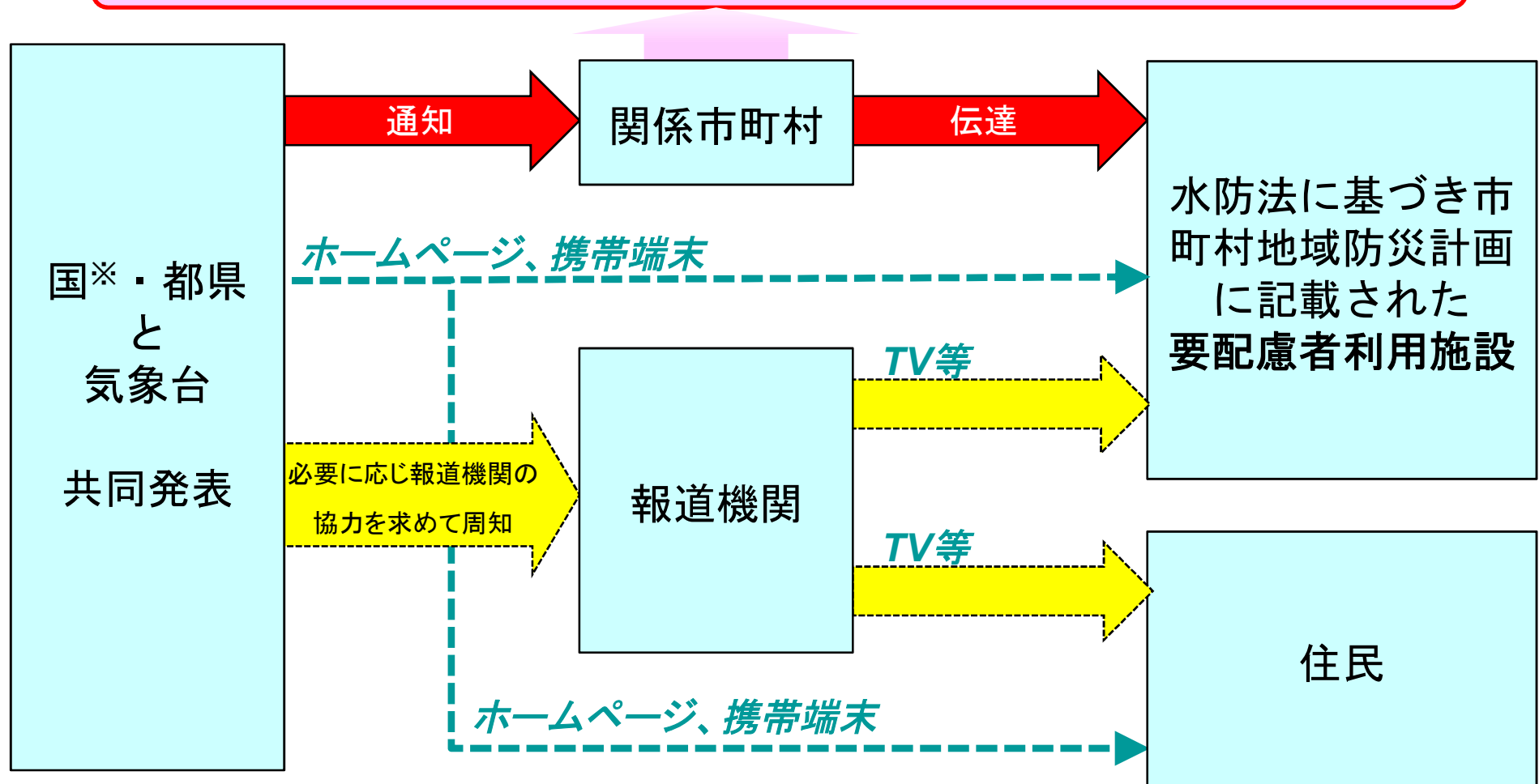
レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

2. 水害リスクの把握

(4) 気象情報の把握 ③河川の洪水予報

洪水予報や水位到達情報の伝達方法

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令



※ 国と気象台の共同発表の場合には、都県を介して関係市町村へ通知

目 次

1. 説明会の背景と目的

2. 水害リスクの把握

3. 避難に必要な情報の入手方法

4. 避難確保計画（非常災害対策計画） の作成・避難訓練

3. 避難に必要な情報の入手方法

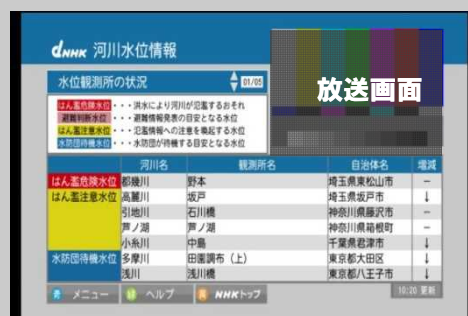
河川情報など避難に必要な情報は、国交省及び県HPの他、「川の防災情報」、「気象庁HP」、「HNKデータ放送」、「民間サイト」などから入手が可能

(1) 川の防災情報 ・ 気象庁 HP



リアルタイムの河川水位、雨量等の防災情報を「川の防災情報」として提供。
情報取得方法として、パソコン版と携帯版(スマホ)がある。

(2) NHKデータ放送



NHKデータ放送

データ放送のdボタンから、基準水位を超過している、水位観測所の情報入手が可能。

(3) 民間サイト



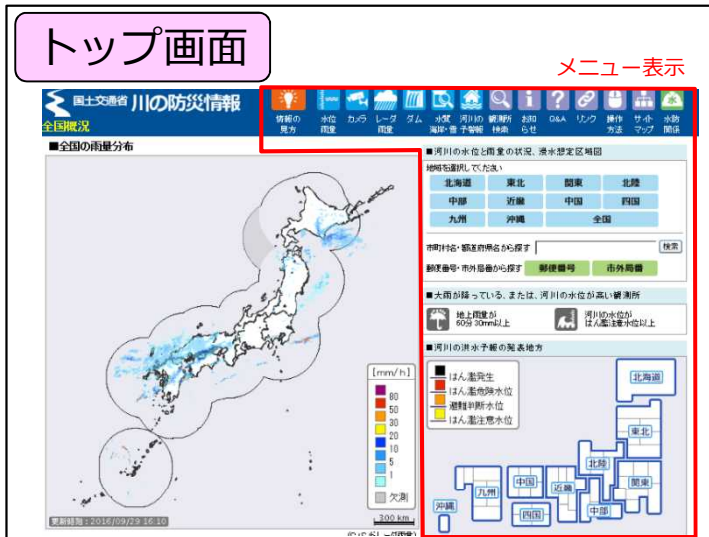
Yahoo!天気・災害 河川水位情報

インターネット上の防災コンテンツ強化として、民間企業が独自に実施。

3. 避難に必要な情報の入手方法 (1) 川の防災情報

川の防災情報は、パソコン、スマホ、携帯電話で入手が可能

トップ画面



洪水予報等

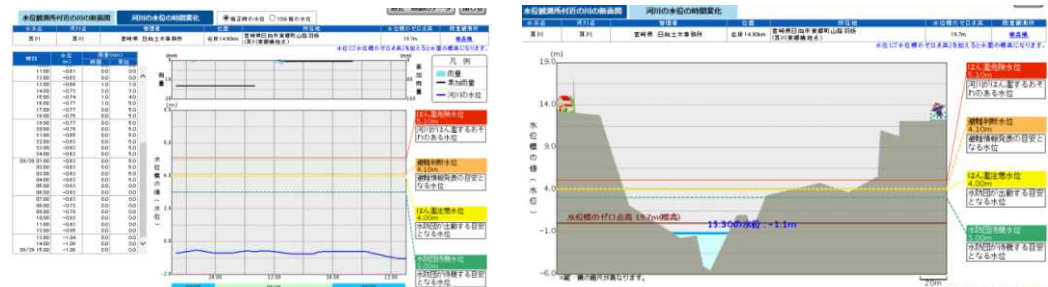
河川（国管理）における洪水予報等の発表状況を表示

（都道府県管理河川については、「リンク」メニューから各都道府県の河川情報が閲覧可能）



水位情報

選択した観測所の現在の河川水位と基準水位との関係を表示



レーダ雨量



<川の防災情報URL>

【PC】 <http://www.river.go.jp/>
【スマホ】 <http://www.river.go.jp/s/>
【携帯】 <http://i.river.go.jp/>



スマホ版
QRコード



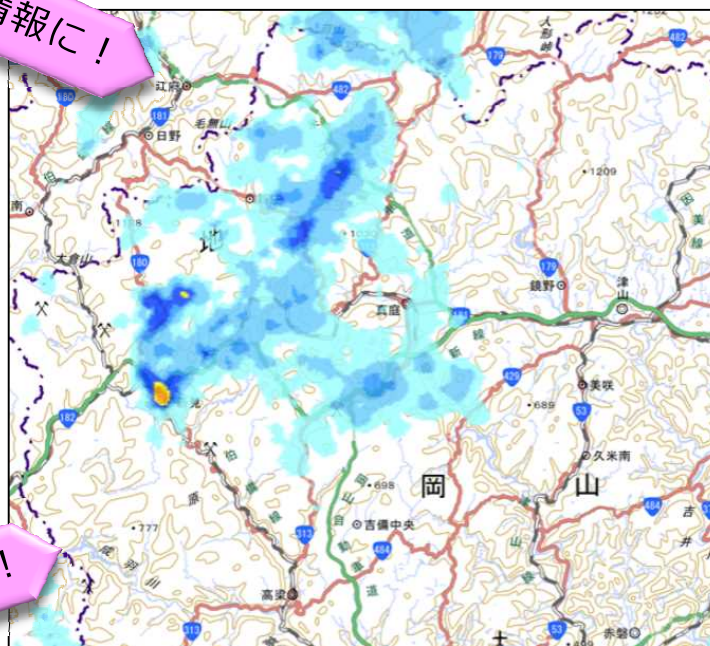
3. 避難に必要な情報の入手方法 (1)川の防災情報

○雨域(レーダ雨量・XRAIN)は「川の防災情報」から確認出来ます

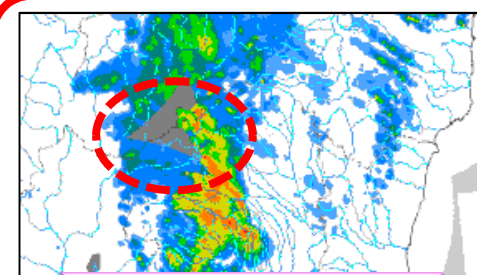
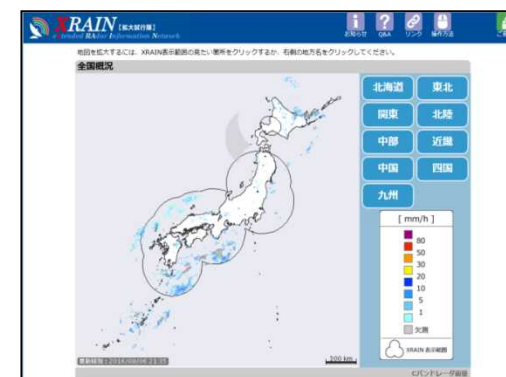
※ XRAIN・・・広範囲かつ高精度のレーダ雨量情報 <http://www.river.go.jp/x/>



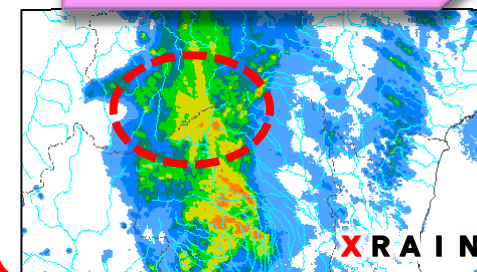
XRAIN
(CバンドMPレーダ)
+
(XバンドMPレーダ)



観測エリアは順次拡大予定

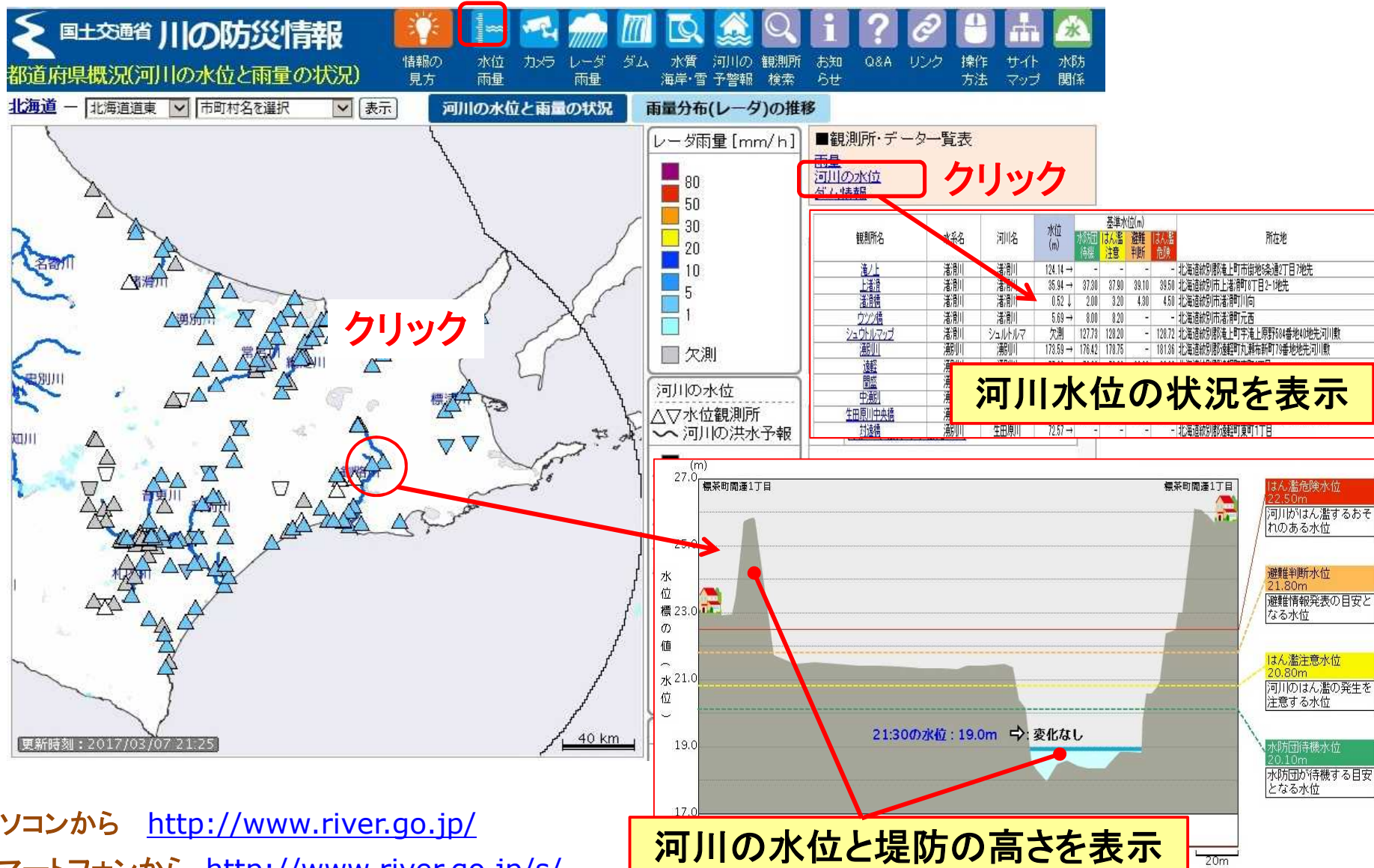


遮蔽範囲が縮小!



3. 避難に必要な情報の入手方法 (1)川の防災情報

「川の防災情報」から河川の水位状況や映像等を確認



パソコンから <http://www.river.go.jp/>

スマートフォンから <http://www.river.go.jp/s/>

3. 避難に必要な情報の入手方法 (1)川の防災情報

「川の防災情報」から河川の水位状況や映像等を確認

レーダ情報を色で表示

クリック

河川水位の危険度レベルを色で表示

河川ライブカメラ画像

このホームページで
わかること

全国概要
おとろい
合わせ

河川・
観測所
検索

お知らせ
リンク集
ログアウト

都道府県・市町村メニュー
東京都
江戸川区
表示

地方・水系メニュー
表示

レーダ雨量 [mm/h]

80
50
30
20
10
5
1
欠測

河川の水位

はん濫危険水位
避難判断水位
はん濫注意水位
水防団待機水位
基準水位未設定
欠測

水防警報

出動
準備
待機

カメラ画像

浸水想定区域図

観測項目の図表

レーダ
雨量
河川の
ダム情報
水位・流量

水質
海岸
堤・排水ポンプ
被害深等

河川の洪水予報表示切り替え

○ 河川の洪水予報
● 水防警報

河川の洪水予報発表状況

広域地図

6/2 10:13 / 荒川水系では、当分の間
はん濫危険水位（レベル4）を超える
水位が観測見込み

6/2 9:01 / 荒川上中流部では、はん
濫注意水位（レベル2）に到達、水位
はさらに上昇

水防警報発表状況

広域地図

6/2 10:01 / 水防警報（出動）／荒川
水系／荒川両砂町区間

6/2 0:10 / 水防警報（待機）／荒川
水系／荒川両砂町区間

ダム放流通知発表状況

6/2 9:40 / 急激な荒川水位上昇の通知
／荒川水系／○○ダム

情報表示メニュー

河川の水位等

☒ 河川の水位
☒ 国河川
☒ 自治体

☒ カメラ画像
☒ ダム情報
☒ 海岸
☒ 水質

地図

☒ 河川名・流域界
☒ 行政名称
☐ 避難所位置

小名木川(水位)

平井大橋上流(荒川6.4km右岸)

現況カメラ

2015-07-30 18:14:38

図6.4 右 平井大橋上流

3. 避難に必要な情報の入手方法 (1)川の防災情報

- スマホ版「川の防災情報」からも水位状況や映像等を確認
- GPS機能を利用して、現在地の情報もすぐに入手が可能



GPSボタンをワンクリック
で地図上に現在地表示



現在地周辺のライブカメラ
映像等の情報も入手可能

3. 避難に必要な情報の入手方法 (1) 気象庁ホームページ

気象庁HPの「防災情報」から土砂災害警戒情報や降雨予測などの情報を確認

※気象庁HP「防災情報」 <http://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html>

国土交通省 気象庁 Japan Meteorological Agency

トップ画面

ホーム 防災情報 各種データ・資料 知識・解説 気象庁について 案内・申請

ホーム > 防災情報

防災情報

気象 地震・津波 火山 海洋

気象警報・注意報
気象情報
台風情報
指定河川洪水予報
土砂災害警戒情報
土砂災害警戒判定メッシュ情報
竜巻注意情報
高温注意情報
レーダー・ナウキャスト(降水・雷・竜巻)
高解像度降水ナウキャスト
解析雨量・降水短時間予報

津波警報・注意報・津波情報・津波予報
地震情報
推計震度分布図
長周期地震動に関する観測情報
東海地震関連情報

噴火警報・予報 表/図
火山の状況に関する解説情報
噴火速報
降灰予報
火山

海上警報
海上予報・地方海上分布予報
沿岸波浪 実況図/予想図
潮位観測情報

天気予報など 気象に関する観測情報 生活気象

天気予報 / 分布予報 / 時系列予報
天気図(実況・予想)
週間天気予報
異常天候早期警戒情報
季節予報

気象情報サイトマップ(更新頻度別)

気象庁 Japan Meteorological Agency

ホーム 防災情報 各種データ・資料 知識・解説

ホーム > 防災情報 > 解析雨量・降水短時間予報

解析雨量・降水短時間予報: 関東地方

地方: 関東地方

表示時間: 12/05 07:30

動画面法: 6時間前から6時間後まで 動画表示 動画開始 動画停止

平成28年12月05日 07時30分

mm/h

80
60
40
20
10
5
1

千葉県土砂災害警戒情報 第1号

平成28年7月15日 13時05分
千葉県 銚子地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】
市原市* 長柄町*

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】

<概況>
降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

<とるべき措置>
崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難勧告等の情報に注意してください。

千葉県土砂災害警戒情報 第1号

市原市* 長柄町*

警戒対象地域

問い合わせ先
043-223-3156 (千葉県河川環境課)
0479-22-0074 (銚子地方気象台)

3. 避難に必要な情報の入手方法 (2)NHKデータ放送

NHKデータ放送から水位観測所の水位状況の入手が可能

①TVリモコンのdボタンを押す。

②表示項目の中から「地域の防災・生活情報」を選択

③表示項目の中から「河川水位情報」を選択

各河川基準観測所の危険情報を表示(水防団待機水位以上の場合に表示されます)

水位観測所の状況	河川名	観測所名	自治体名	増減
はん蓋危険水位	都幾川	野本	埼玉県東松山市	—
はん蓋注意水位	高麗川	坂戸	埼玉県坂戸市	↓
はん蓋危険水位	引地川	石川橋	神奈川県藤沢市	—
はん蓋注意水位	芦ノ湖	芦ノ湖	神奈川県箱根町	—
はん蓋危険水位	小糸川	中島	千葉県君津市	↓
水防団待機水位	多摩川	田園調布(上)	東京都大田区	↓
水防団待機水位	浅川	浅川橋	東京都八王子市	↓

3. 避難に必要な情報の入手方法 (3) 民間サイト

例 Yahoo!「天気・災害関連メニュー」からも多くの情報が入手可能



<http://typhoon.yahoo.co.jp/weather/river/>

3. 避難に必要な情報の入手方法

(4) 新たな情報提供の取り組み（国管理河川）

- 平成28年9月から、スマートフォン等の「**緊急速報メール**」を活用した「**洪水情報**」の配信を鬼怒川エリアで開始し、平成29年6月からは配信エリアを順次拡大します
- 「緊急速報メール」は、氾濫のおそれがある場合（「**氾濫危険水位**」を超過した時点）及び氾濫が発生した場合に配信します

○配信文案

①河川氾濫のおそれ

【見本】

（件名）
河川氾濫のおそれ
（本文）
鬼怒川で氾濫のおそれ
鬼怒川の川島（筑西市）付近で、水位が上昇し、避難勧告等の目安となる「**氾濫危険水位**」に到達しました。堤防が壊れるなどにより浸水のおそれがあります。防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。
このメールは、常総市域に配信しています。
（国土交通省）

②- i 河川氾濫発生 （河川の水が堤防を越えて流れ出ている時）

【見本】

（件名）
河川氾濫発生
（本文）
鬼怒川で氾濫発生
鬼怒川の〇〇市〇〇地先（〇岸、〇側）付近で河川の水が堤防を越えて流れ出ています。防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。
このメールは、常総市域に配信しています。
（国土交通省）

※H28. 9. 5～ 鬼怒川・常総市で運用開始

※H29年出水期からは、全国直轄河川に順次拡大予定



鬼怒川での配信訓練（H28. 9. 5）

目 次

1. 説明会の背景と目的

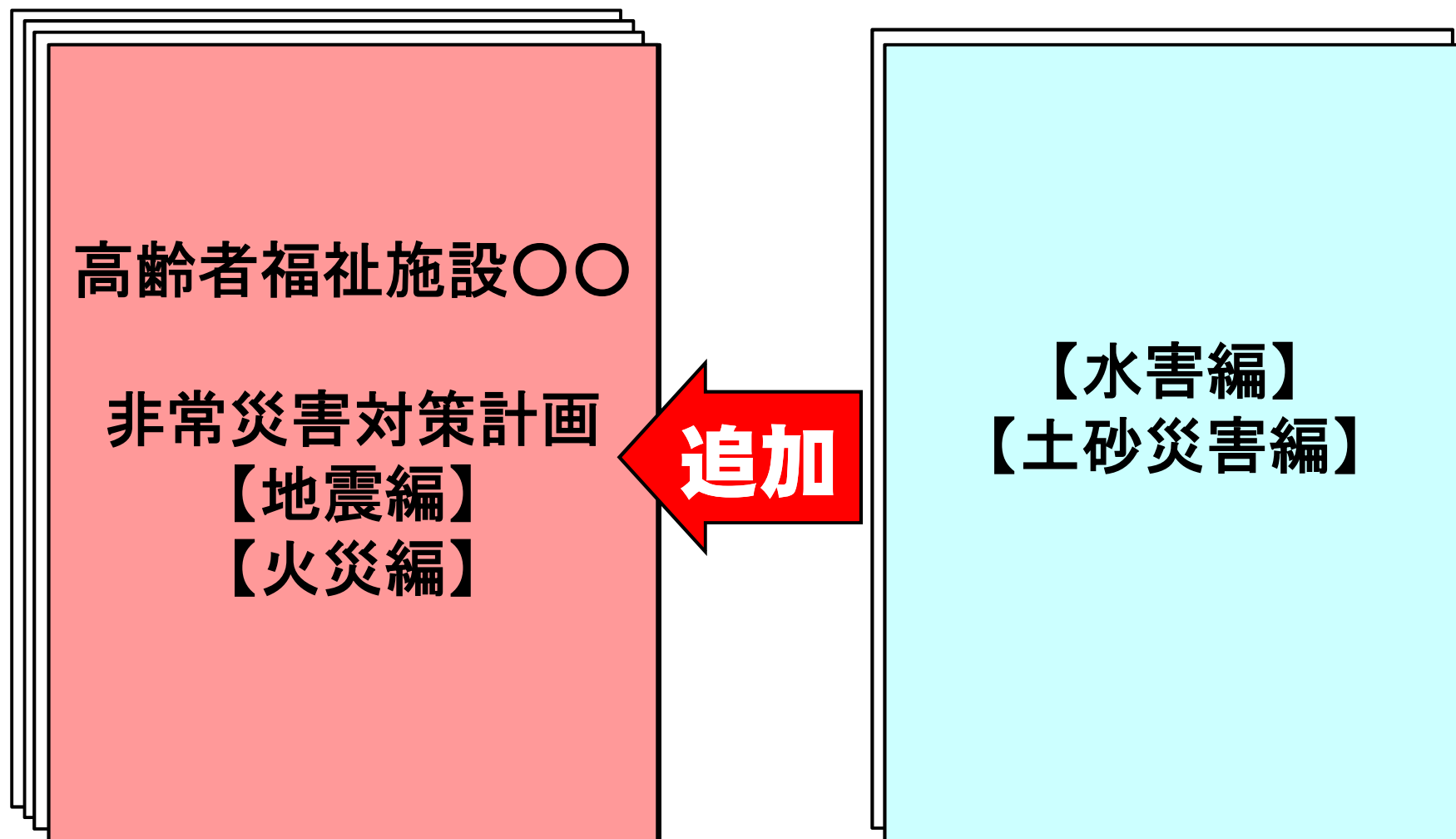
2. 水害リスクの把握

3. 避難に必要な情報の入手方法

4. 避難確保計画（非常災害対策計画） の作成・避難訓練

4. 避難確保計画(非常災害対策計画)の作成・避難訓練

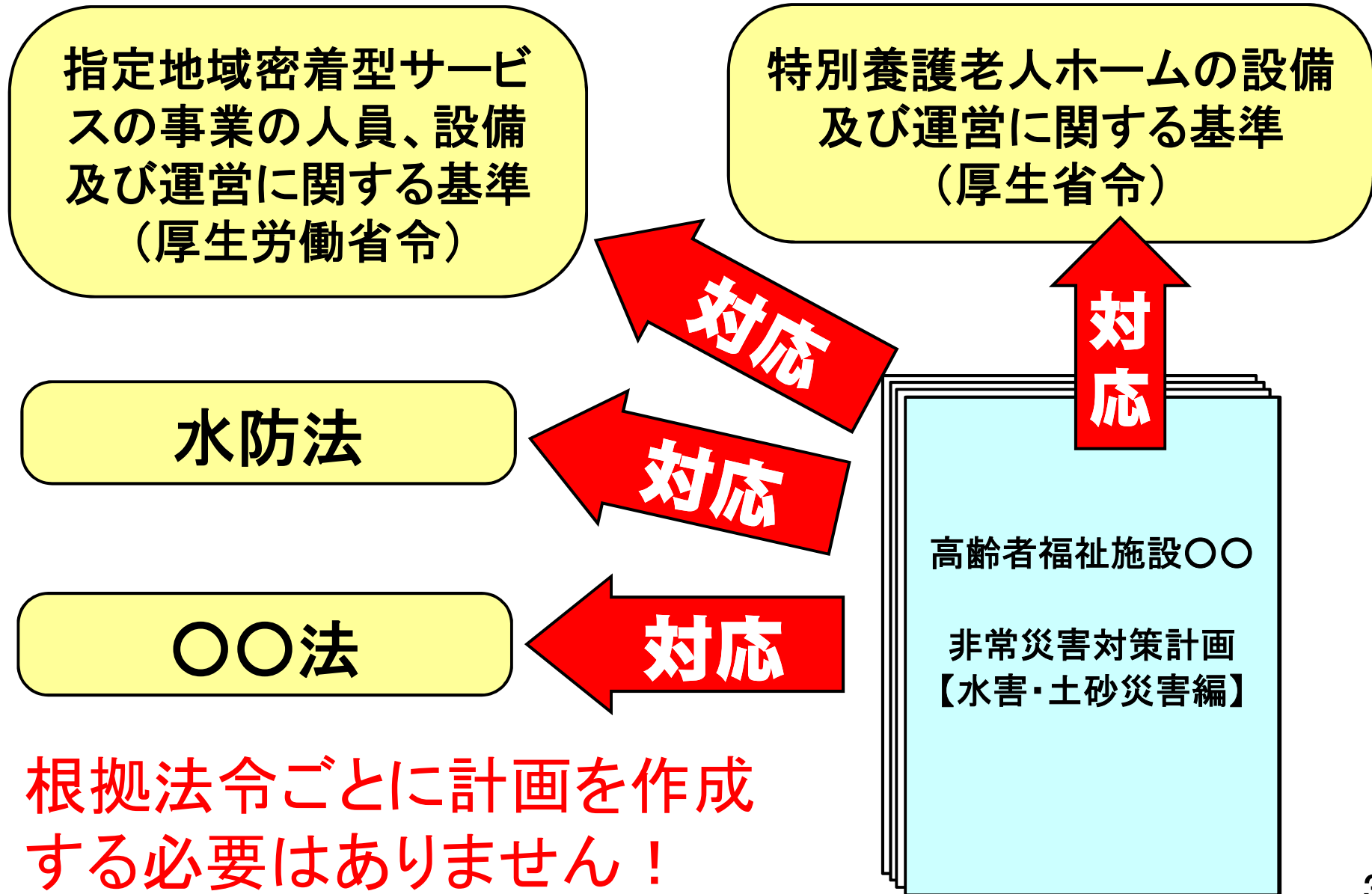
既存の非常災害対策計画に追加することで十分です



地震、火災を対象に作成された既存計画を水害・土砂災害にも対応可能となるように追加すれば十分です。

4. 避難確保計画(非常災害対策計画)の作成・避難訓練

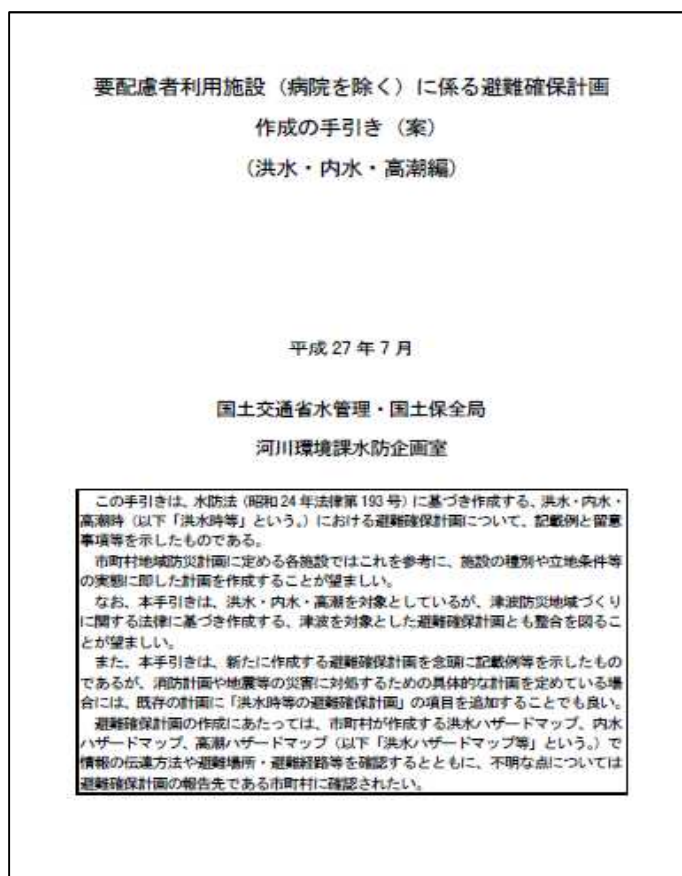
避難確保計画(非常災害対策計画)は、1つ作成すれば十分です。



4. 避難確保計画(非常災害対策計画)の作成・避難訓練

避難確保計画作成の手引き

国土交通省では、要配慮者利用施設における洪水時の避難確保計画の作成の参考とするため、**避難確保計画作成の手引きをホームページで提供**しています



パソコンから

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

水防法に基づく避難確保計画に定めるべき事項

- 一 洪水時等の**防災体制**
- 二 利用者の洪水時等の避難の誘導
- 三 洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備
- 四 洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施
- 五 自衛水防組織を置く場合、次の事項
 - イ 自衛水防組織が行う業務に係る活動要領
 - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練
 - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- 六 その他の事項

4. 避難確保計画(非常災害対策計画)の作成・避難訓練

《防災体制の記載例》

体制の種類	体制確立の判断時期	活動内容
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報発表 ・〇〇川氾濫注意情報発表	・洪水予報等の情報収集
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令 ・洪水警報発表 ・〇〇川氾濫警戒情報発表	・洪水予報等の情報収集 ・使用する資器材の準備 ・保護者への事前連絡 ・周辺住民への事前協力依頼 ・要配慮者の避難誘導
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難勧告又は避難指示(緊急)の発令 ・〇〇川氾濫危険情報発表	・施設職員の避難誘導

4. 避難確保計画(非常災害対策計画)の作成・避難訓練

非常災害対策計画に記載する推奨事項(案)

- 立地条件
- 情報の入手方法
- 災害時の連絡先及び通信手段
(自治体、職員、家族など)
- 避難開始のタイミング、判断基準
- 避難場所
(地震と水害では避難場所が変わることも)
- 避難経路
- 避難方法
- 施設職員の人員配置、指揮系統
など



【参考となるガイドブック】

全国グループホーム団体連合会HP 【防災ガイドBOOK】

本日のまとめ

要配慮者利用施設の管理者は、

◇事前の備え

施設の水害・土砂災害リスクを把握し、

- ①避難確保計画（非常災害対策計画）の作成
- ②計画に基づく訓練の実施

◇災害時の避難

台風など大雨の際には、「気象情報（気象庁）」、「河川情報（国・都県）」、「避難情報（市町村）」に注意し、

- ③「避難準備・高齢者等避難開始」の発令で速やかに避難開始をお願いします。

本資料に関する 問い合わせ窓口

○国管理河川・河川情報全般に関すること

⇒ 国土交通省 北海道開発局 釧路開発建設部
治水課（電話0154-24-7250）

○県管理河川・土砂災害警戒区域等に関すること

⇒ 北海道 建設部 土木局 河川砂防課

○非常災害対策計画に関すること

⇒ 釧路総合振興局・根室振興局 担当福祉部局

○避難情報・避難場所に関すること

⇒ 市区町村 防災担当

○気象情報に関すること ⇒ 釧路地方気象台

【参 考】

○用語の説明

○避難情報と求められる行動について

用語の説明(参考)

用 語		解 説
洪水浸水想定区域		想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域
想定最大規模降雨		想定しうる最大規模の降雨であって、国土交通大臣が定める基準に該当するもの
家屋倒壊等氾濫想定区域		堤防沿いの地域等において、洪水時に家屋が倒壊するような激しい氾濫流等が発生するおそれが高い区域
洪水ハザードマップ		洪水浸水想定区域と想定される水深を表示した図面に、市町村地域防災計画において定められた必要事項及び早期に立退き避難が必要な区域等を記載したもの
早期の立退き避難が必要な区域		生命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が深い区域など、市町村が地域の水害特性、社会特性に応じて早期の避難場所等への立退き避難が必要として設定した区域
洪水予報河川		流域面積が大きい河川で、洪水により重大又は相当な損害が生じるとして国又は都道府県が指定し、洪水の生じるおそれがあることを周知する河川
水位周知河川		洪水により重大又は相当な損害生じるとして国又は都道府県が指定し、あらかじめ定めた水位に達したときにその旨を周知する河川
要配慮者利用施設		社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設(水防法第15条1項第四)
水位の位置 付け	氾濫注意水位	水防団の出動の目安
	避難判断水位	市町村長の避難準備・高齢者等避難開始の発令判断の目安、住民の氾濫に関する情報への注意喚起
	氾濫危険水位	市町村長の避難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考になる水位

避難情報と求められる行動について(参考)

用 語	立ち退き避難が必要な住民等に求められる行動
避難準備・高齢者等避難開始	・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。
避難指示(緊急)	・既に災害が発生してもおかしくない極めて危険な状態となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。

※1 近隣の安全な場所: 指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保: その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波については強い揺れ又は長時間ゆったりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示(緊急)の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。

おわり



パソコンから <http://www.river.go.jp/>
スマートフォンから <http://www.river.go.jp/s/>
XRAIN 【拡大試行版】 <http://www.river.go.jp/x/>